

平成 29 年度山梨県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

平成 29 年度山梨県立特別支援学校高等部の入学者の選抜は、この要項に定めるところにより実施する。

募集定員

各特別支援学校の募集定員は、別に定める。

出願資格

保護者とともに山梨県内に住所を有する者で、次の各学校の要件に該当するものとする。

学 校 名	部	種別(学科)	要 件
盲 学 校	高等部	本科(普通科) 同(保健医療科)	<p>学校教育法施行令(以下「施行令」という。)第 22 条の 3 に規定する視覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成 29 年 3 月に卒業見込みの者 2 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは平成 29 年 3 月に卒業見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了した者若しくは同月に修了見込みの者(以下「中学校卒業見込者等」という。) 3 盲学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
ろう学校	高等部	本科(普通科)	<p>施行令第 22 条の 3 に規定する聴覚障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成 29 年 3 月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 ろう学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
甲 府 支援学校	高等部	本科(普通科)	<p>施行令第 22 条の 3 に規定する肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成 29 年 3 月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
あけぼの 支援学校	高等部	本科(普通科)	

学 校 名	部	種別(学科)	要 件
わかば 支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成29年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
かえで 支援学校	高等部	本科(普通科)	
やまびこ 支援学校	高等部	本科(普通科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者又は肢体不自由者で、次の各号のいずれかに該当するもの 1 知的障害者又は肢体不自由者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成29年3月に卒業見込みの者 2 中学校卒業見込者等 3 志願先特別支援学校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
ふじざくら 支援学校	高等部	本科(普通科)	
高等支援学校 桃花台学園	高等部	本科 (産業技術科)	施行令第22条の3に規定する知的障害者で、次の1から3の全てに該当するもの 1 次のいずれかの条件を満たす者 (1) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部を卒業した者又は平成29年3月に卒業見込みの者 (2) 中学校卒業見込者等 (3) 高等支援学校桃花台学園校長が、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 2 知的障害の程度が比較的軽い者で、施行令第22条の3に規定する知的障害以外の障害を併せ有していない者 3 基本的生活習慣を身につけており、自主通学のできる者

出願方法

第1 高等支援学校桃花台学園(以下「桃花台学園」という。)

1 出願の制限

- (1) 高等学校全日制の課程における前期募集と併願することはできない。
- (2) 志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成28年12月28日(水)までに受けておくこと。
- (3) 他の都道府県から入学を志願する者の扱いについては、別記1「県外からの出願(桃花台学園)」による。

2 出願期間

次の表のとおり。

月 日（曜日）	受付場所	受付時間
平成29年 1月19日（木）	山梨県総合教育センター （一括受付）	別に定める
平成29年 1月20日（金）	桃花台学園	午前9時から午後4時まで
平成29年 1月23日（月）	桃花台学園	午前9時から正午まで

県内中学校又は特別支援学校以外からの出願の場合、郵送（書留に限る）も可とするが、1月23日（月）の正午までに桃花台学園必着のこと。

3 出願手続

- (1) 志願者は、次の書類を在学中中学校又は在学特別支援学校の校長（以下「中学校長等」という。）を経由して、桃花台学園校長に提出する。

提出書類	提出を要する者	摘 要
ア 入学願書	志願者全員	桃花台学園校長が指定する様式
イ 写真（白黒・カラー いずれも可）	志願者全員 （入学願書に貼付）	平成28年12月1日以降に撮影した、 縦4cm×横3cmの上半身、正面、脱帽 のもの。 裏面に中学校名又は特別支援学校名及 び氏名を記載すること。
ウ 確約書	志願者全員	桃花台学園校長が指定する様式
エ 学習成績証明書又は その提出不能を証明 する書類	調査書が提出できない者	様式自由
オ 県外入学志願承認書	他の都道府県からの志願者	様式4
カ 封筒	志願者全員	日本工業規格 角形2号 （332mm×240mm） 志願者の郵便番号・住所・氏名を「・・・ 様」と記した封筒1通（切手不要） （郵便で入学願書を提出する場合は、 上記に加えて志願者の郵便番号・ 住所・氏名を記した日本工業規格 長形 3号（120mm×235mm）の封筒をもう1 通（切手不要）同封すること）
キ 封筒	志願者全員	日本工業規格 長形3号 （120mm×235mm） 志願者の中学校名又は特別支援学校名・ 氏名を「・・・様」と記した封筒1通 （切手不要）

提出書類	提出を要する者	摘 要
ク 住民票の写し	県内からの志願者全員	本人及び保護者に関するもので、平成28年12月以降発行のもの
ケ 健康診断票	志願者全員	平成28年12月以降に受診し、桃花台学園校長が指定する様式により医療機関が発行したもの
コ 知的障害の程度を証明できるもの	志願者全員（山梨県立特別支援学校中学部を卒業した知的障害を主障害とする者又は平成29年3月卒業見込みの知的障害を主障害とする者を除く）	山梨県総合教育センター相談支援部（以下「総合教育センター」という。）が平成28年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しにより所見に替えることができる。）

(2) 必要書類の請求

入学願書等出願に必要な書類は、桃花台学園に直接請求する。

(3) 入学審査料

無料とする。

(4) 中学校長等の手続き

中学校長等は、調査書及び出願者一覧表を作成し、出願期限までに桃花台学園校長に提出しなければならない。

なお、調査書及び出願者一覧表は、高等学校入学者選抜処理システム（以下「入試処理システム」という。）を導入している中学校においては、「平成29年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準じて入試処理システムにより出力されたものとし、提出の際、入試処理システム用記録媒体を添えること。また、特別支援学校及び上記の様式での対応が難しい中学校においては、桃花台学園校長が別途指定するものとする。

中学校長等は、中学校又は特別支援学校中学部において第3学年の欠席日数が30日以上者について、欠席日数が多い状況や理由等を説明する「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を桃花台学園校長に提出する。欠席日数が30日未満者についても中学校長等が必要と認める場合は、「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」を提出することができる。

桃花台学園校長が別途指定する調査書、出願者一覧表及び「欠席日数の多い生徒に関する事情説明書」は、桃花台学園に直接請求する。

4 出願上の注意

(1) 出願書類の志願者氏名

志願者が作成する書類の署名欄については、住民票記載の文字（指導要録と一致する：以下「本名」という。）で記載すること。なお、外国籍生徒等で本名が長くなる場合には、入学願書に明記することで、本名を省略した氏名（以下「略称」という。）の使用を可とする。

受検に際して略称を使用する外国籍生徒等は、入学願書の署名欄に、本名の後ろに（ ）を付して略称を併記する。なお、受検票には略称のみ記入すること。

中学校長等が作成する書類の志願者氏名について、志願者が特定できる場合は略字や略称の使用も可とする。なお、外国籍生徒等が略称を使用する場合には、調査書の「その他特記事項」に本名と上記の略称を併記すること。

(2) 出願書類の順序

出願者一覧表に添える出願書類の順序は、次のとおりとする。

入学願書を一番上にし、確約書、調査書、住民票の写し、健康診断票、知的障害の程度を証明できるもの、その他の書類（県外入学志願承認書、事情説明書等）、封筒、 の順に重ね、志願者ごとにクリップで留めること。

5 桃花台学園校長の措置

- (1) 桃花台学園校長は、入学願書等の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、所要の事項を記入したうえで、受検票を志願者に交付又は郵送する。その際、中学校又は特別支援学校には、受検番号を記載した出願者一覧表の写しを交付する。
- (2) 桃花台学園校長は、志願者数を出願期間中、毎日学校内に掲示する。
- (3) 桃花台学園校長は、入学願書の受付締切後、直ちに志願者数を(2)に準じて学校内に掲示するとともに、山梨県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

第2 盲学校、ろう学校、甲府支援学校、あけぼの支援学校、わかば支援学校、かえで支援学校、やまびこ支援学校及びふじざくら支援学校（以下「盲学校等」という。）

1 出願の制限

- (1) 出願は、「山梨県立特別支援学校通学区域等に関する規則」に定める通学区域の学校とする。
- (2) 他の都道府県から入学を志願する者又は県内の児童福祉施設に措置入所若しくは契約入所し、入学を志願する者の扱いについては、別記2「県外からの出願（盲学校等）」による。

2 出願期間

平成29年2月10日(金)、2月13日(月)、2月14日(火)、2月15日(水)の午前9時から午後4時まで及び2月16日(木)の午前9時から正午まで

3 出願手続

- (1) 志願者は、次に掲げる書類を志願先特別支援学校長に提出する。

ただし、施行令第22条の3に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害を併せ有する者は、別途志願先特別支援学校長が定める書類についても提出する。

全校共通

ア 入学願書

イ 調査書

ウ 住民票の写し

本人及び保護者に関するもので、平成29年1月以降発行のもの

エ 健康診断票

医療機関が発行したもの（志願先特別支援学校長が様式を指定する場合は、当該様式による。）

で、平成29年1月以降に受診したもの（志願先特別支援学校の中学部を平成29年3月卒業見込みの者を除く。）

ただし、あけぼの医療福祉センターで加療中の肢体不自由者が、あけぼの支援学校を受検する場合の健康診断票は、同センター整形外科医発行のものとする。

学校ごとに必要な書類（志願先特別支援学校の中学部を平成29年3月卒業見込みの者を除く。）

学校名	学校ごとに必要な書類
盲学校	平成29年1月以降に受診した眼科医発行の健康診断票
ろう学校	平成29年1月以降に受診した耳鼻咽喉科医発行の健康診断票
甲府支援学校	平成29年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票
あけぼの支援学校	平成29年1月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票（あけぼの医療福祉センターで治療を受けていない者）
わかば支援学校	総合教育センターが平成28年4月以降に発行した施行令第22条の3に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」（すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可）
かえで支援学校	

学校名	学校ごとに必要な書類
やまびこ支援学校	(知的障害者) 総合教育センターが平成 28 年 4 月以降に発行した施行令第 22 条の 3 に規定する知的障害者であることを証明する「教育相談における所見」(すでに出願時に有効な療育手帳を取得している場合は、その写しに替えることも可)
ふじざくら支援学校	(肢体不自由者) 平成 29 年 1 月以降に受診した整形外科医発行の健康診断票

- (2) 「出願資格」の表中、各学校の「要件」欄の 3 に該当する者は、 の書類のうち、調査書にかえて、最終出身校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書を提出する。
- (3) 必要書類の請求
入学願書等出願に必要な書類は、志願先特別支援学校に直接請求する。
- (4) 入学審査料
無料とする。
- 4 志望順位
盲学校の本科普通科及び本科保健医療科については、志望順位をつけて出願することができる。
- 5 調査書作成上の注意事項
「平成 29 年度山梨県公立高等学校入学者選抜実施要項」に準ずる。
- 6 出願上の注意
- (1) 出願書類の志願者氏名
「第 1 4 (1) 出願書類の志願者氏名」に準ずる。
- (2) 志願者は、平成 28 年 12 月 28 日(水)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。(志願先特別支援学校の中学部を平成 29 年 3 月卒業見込みの者を除く。)

入学検査

第 1 桃花台学園

- 1 受検者
志願者全員とする。
- 2 検査期日
平成 29 年 2 月 2 日(木)
開始時刻については、桃花台学園校長が定める。
- 3 検査会場
桃花台学園(笛吹市石和町中川 1400 番地)
- 4 検査内容
- (1) 学力検査(国語、数学)
- (2) 作業能力検査
- (3) 運動能力検査
- (4) 面接
- 5 検査の実施
検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は桃花台学園校長とし、係員は桃花台学園の教職員をもって充てる。

第 2 盲学校等

- 1 受検者

志願者全員とする。

2 検査期日

平成 29 年 3 月 7 日 (火)

開始時刻については、志願先特別支援学校長が定める。

3 検査会場

各志願先特別支援学校とする。

4 検査内容

学 校 名	学 科	学 力 検 査							面 接	生 活 動 作 検 査	機 能 検 査
		国 語	作 文	社 会	数 学	理 科	英 語	一 般 教 養			
盲 学 校	普通科										
	保健医療科										
ろ う 学 校	普通科										
甲 府 支 援 学 校	普通科										
あ け ぼ の 支 援 学 校	普通科										
わ か ば 支 援 学 校	普通科										
や ま び こ 支 援 学 校	普通科										
ふ じ ざ く ら 支 援 学 校	普通科										
か え で 支 援 学 校	普通科										

1 受検者の障害及び健康状態に応じ、検査内容を変更又は一部免除することがある。

2 盲学校保健医療科の学力検査「一般教養」は、口頭試問により実施する。

5 検査の実施

検査会場の管理及び検査結果の処理の責任者は各特別支援学校長とし、係員は当該学校の教職員をもって充てる。

選抜の方法

志願先特別支援学校長は、中学校長等又は保護者から提出された志願者の健康診断票その他必要な書類と入学検査の結果を資料として総合判定し、選抜する。

入学許可予定者の発表

第 1 桃花台学園

1 日時

平成 29 年 2 月 9 日 (木) 午前 11 時

2 発表の方法

桃花台学園において受検番号を発表するとともに、入学許可予定者に通知する。

3 その他

桃花台学園の入学許可予定者は、高等学校後期募集及び特別支援学校高等部入学者選抜検査に出願することはできない。

第2 盲学校等

- 1 日時
平成29年3月14日(火)午前11時
- 2 発表の方法
各志願先特別支援学校において行う。

再募集

盲学校、ろう学校及び桃花台学園において、入学許可予定者が募集定員に満たない場合は、再募集を行う。

第1 盲学校及びろう学校

- 1 出願資格
「 出願資格」による。
- 2 出願方法
 - (1) 出願の制限
出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者
公立高等学校全日制の課程における再募集との併願はできない。
 - (2) 出願期間
平成29年3月15日(水)の午前9時から午後4時及び3月16日(木)の午前9時から正午まで
 - (3) 出願手続
「 第2 3 出願手続」及び「平成29年度山梨県立公立高等学校入学者選抜実施要項」の「
全日制の課程における再募集」の「第4 出願方法 3 出願手続」に準ずる。
 - (4) 志望順位
「 第2 4 志望順位」による。
 - (5) 調査書作成上の注意事項
「 第2 5 調査書作成上の注意事項」による。
- 3 検査期日
平成29年3月17日(金)
開始時刻については、盲学校長又はろう学校長がそれぞれ定める。
- 4 検査会場
盲学校又はろう学校のそれぞれとする。
- 5 検査内容
面接、作文のほか、新たに学力検査を行う場合は、盲学校長又はろう学校長がそれぞれ定め、別途発表する。
- 6 入学許可予定者の発表
平成29年3月22日(水)の午前11時、盲学校又はろう学校においてそれぞれ行う。
- 7 出願上の注意
志願者は、平成28年12月28日(水)までに、志願先特別支援学校の教育相談を予め受けるものとする。
(志願先特別支援学校の中学部を平成29年3月卒業見込みの者を除く。)

第2 桃花台学園

- 1 出願資格
 - (1) 「 出願資格」による。
 - (2) 公立高等学校全日制課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査受検者
(病気等やむを得ない理由により学力検査を受検することができなかつたと桃花台学園校長が認める者を含む。)で、出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者。
 - (3) 桃花台学園における入学者選抜の入学検査志願者のうち、病気等やむを得ない理由により入学検査を

受検することができなかつたと桃花台学園校長が認める者で、出願時に、県内の公・私立高等学校及び特別支援学校のいずれにも合格していない者。

2 出願方法

(1) 出願の制限

公立高等学校全日制課程の再募集と併願することはできない。また、定時制再募集及び通信制の課程と併願することもできない。

志願者は、桃花台学園の教育相談を、平成28年12月28日(水)までに受けておくこと。

(2) 出願期間

平成29年3月15日(水)の午前9時から午後4時及び3月16日(木)の午前9時から正午まで

(3) 出願手続

「第1 3 出願手続」及び「平成29年度山梨県立公立高等学校入学者選抜実施要項」の「全日制の課程における再募集」の「第4 出願方法 3 出願手続」に準ずる。

3 検査期日

平成29年3月17日(金)

開始時刻については、桃花台学園校長が定める。

4 検査会場

桃花台学園

5 検査内容

面接及び作文

6 入学者選抜の方法

入学者の選抜は、全日制の課程における後期募集又は定時制の課程における入学者選抜の学力検査の成績及び調査書の記録と合わせて、再募集にあたって実施する面接の結果並びに作文の結果を資料とし、桃花台学園校長が総合判定し、選抜する。

7 入学許可予定者の発表

平成29年3月22日(水)の午前11時、桃花台学園において受検番号を掲示するとともに、入学許可予定者に通知する。

特別な配慮が必要な生徒の受検

第1 申し出

中学校長等は、受検の際や入学後において特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合、あるいは検査等の際して周囲の受検生への影響が懸念される生徒がいる場合には、志願先特別支援学校長にできる限り早期に申し出または相談することとする。

第2 手続

第1により申し出等を受けた志願先特別支援学校長が必要と判断した場合は、中学校長等は、特別な配慮を必要とする受検者について、「特別な配慮が必要な生徒に関する事情説明書」(様式1)を提出すること。この場合、特別支援学校長は、必要に応じて教育長と協議するものとする。

検査結果の開示

第1 入学者選抜検査の結果の開示方法

1 桃花台学園

(1) 開示の内容

学力検査の科目等別得点及び得点合計、作業能力検査、運動能力検査及び面接の評価の段階とする。
なお、再募集の結果については、面接及び作文の評価の段階とする。

(2) 開示場所

桃花台学園

(3) 開示の方法

口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による。

山梨県個人情報保護条例第 27 条の規定に基づく口頭による開示請求は、本人に限るものとし、法定代理人による請求は認めない。

口頭による開示請求は、受検票を提示して行う。

(4) 開示期間

平成 29 年 2 月 9 日（木）から平成 29 年 3 月 9 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前 9 時（発表当日は発表後）から午後 4 時までとする。

なお、再募集の結果については、平成 29 年 3 月 22 日（水）から平成 29 年 4 月 24 日（月）までとする。

2 盲学校等

(1) 開示の内容

学力検査の科目別得点及び得点合計、面接並びに生活動作検査又は機能検査の評価の段階とする。

(2) 開示場所

志願先の特別支援学校

(3) 開示の方法

口頭による開示請求に基づき、「開示用成績一覧表」の閲覧による。

山梨県個人情報保護条例第 27 条の規定に基づく口頭による開示請求は、本人に限るものとし、法定代理人による請求は認めない。

口頭による開示請求は、受検票を提示して行う（受検票に写真が貼付されていない場合は、顔写真付きの書類の提示等も併せて行う）。

(4) 開示期間

平成 29 年 3 月 14 日（火）から平成 29 年 4 月 14 日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、受付時間は午前 9 時（発表当日は発表後）から午後 4 時までとする。

なお、再募集の結果については、平成 29 年 3 月 22 日（水）から平成 29 年 4 月 24 日（月）までとする。

第 2 調査書等の開示

開示の方法

山梨県個人情報保護条例（平成 17 年 3 月 28 日山梨県条例第 15 号）第 15 条の規定に基づき、書面（開示請求書）により、「県民情報センター」に開示請求を行う。